○農林水産省告示第三百五十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　裕

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第24668号

2　品種登録の年月日　平成28年1月28日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Castanea Mill.

4　登録品種の名称　サレヤロマン

5　育成者権の存続期間　30年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
中岡進
愛媛県伊予市中山町佐礼谷甲1509

7　出願公表の年月日　平成24年3月16日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十七年五月十二日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号　第19531号

2　登録年月日　平成22年5月10日

3　農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.

4　登録品種の名称　あやみどり

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―2

○農林水産省告示第三百五十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十七年五月十九日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号　第23412号

2　登録年月日　平成26年5月16日

3　農林水産植物の種類
Acalypha wilkesiana Mull. Arg.

4　登録品種の名称　アサペルサイユ

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
麻野間秀一
愛知県北設楽郡設楽町西納庫字駒ヶ原157

1　登録番号　第23418号

2　登録年月日　平成26年5月16日

3　農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.

4　登録品種の名称　SAKSOY006

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

○農林水産省告示第三百五十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十七年五月二十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号　第20804号

2　登録年月日　平成23年5月24日

3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.

4　登録品種の名称　マーヴェラステラー

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
寺沢一敏
長野県塩尻市大字洗馬2784―2

○農林水産省告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字有田字垣添九一六の一、九一八、九一九、九二〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字垣添九一六の一・九二〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字大肥字瀬部一三一一、一三一四、一三一九の一、一三二〇、一三二一の一から一三二一の三まで、一三二二、一三二三、一三二五、一三三二から一三三四まで、一三四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬部一三一九の一・一三二〇・一三三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字岩室字野添二八五の一、二八五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野添二八五の一・二八五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月八日

農林水産大臣　森山　裕